

第37回町田市農業委員会総会議事録

(2025年3月25日)

議長　ただ今から、第３７回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の署名委員は 1 3 番・大塚委員、1 4 番・北島委員を指名いたします。

なお、吉川会長は所用のため欠席です。

それでは議案の審議に入ります。

日程第１、議案第１０３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。

ご確認いただいた委員から報告をお願いします

石川委員 (申請者、申請の農地等について詳細を説明)

議長 議案の説明は終わりました。

暫時、休憩します。

(休 憩)

議長 再開いたします。

これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決
します。

議 長 続いて日程第２、議案第１０４号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (3件の申請者、貸借権の設定の要件等について説明)

議 長 事務局担当者より、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基

づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開します。議案の説明は終わりました。それでは期間満了による再契約を除く、2件の貸借について担当委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いします。

本橋委員 (借人の耕作状況等報告)

石阪委員 (借人の耕作状況等報告)

議長 ありがとうございました。

本議案については、午前中に生産緑地対策委員会が開催されたので、委員長から報告をお願いします。

土方委員長 本日生産緑地対策委員会を開催し、意見を出し合いました。本議案について、借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり1件目の事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決します。

続きまして、2件目の事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決します。

最後に、3件目の事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決します。

議 長 続いて日程第 3、議案第 105 号「非農地証明について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1 件の証明願いについて概要を説明)

議 長 事務局担当者より非農地証明の流れ、証明することの要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局 (非農地証明について概要説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開します。ご確認いただいた委員の中から代表して、本橋委員から報告をお願いします。

本橋委員 (申請者、土地の現況等について説明)

議 長 ありがとうございます。議案の説明は終わりました。

暫時、休憩します。

(休 憩)

議 長 再開いたします。

これより質疑に入ります。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。

本議案のとおり、農地法第 2 条第 1 項の農地または採草放牧地に該当しない、非農地として証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決します。

議 長 続いて日程第 4、議案第 106 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議 長 事務局担当者より整理番号 8 の農地法第 3 条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。譲受人の担当である委員からご確認いただい

た内容の報告をお願いいたします。

佐藤(博)委員
議長

(譲受人の耕作状況等報告)

議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決します。

議長

続いて日程第 5、議案第 107 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長
議長

(1 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

事務局担当者より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局

(農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の要件等について説明)

議長

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長

再開いたします。

議案の説明は終わりました。本議案については、

それでは、担当委員からご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。

佐藤(博)委員
議長

(借人の耕作状況等報告)

本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

石川委員長

本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長

ありがとうございました

これより「旧第 15 条第 4 項に基づく農用地利用集積計画 1 件の市町村に対する要請について」審議いたします。

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。
これより採決に入ります。
本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長
に対し要請することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長 挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集
積計画を決定することに決します。
議長 続いて日程第 6、議案第 108 号「農地中間管理事業の推進に
関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」別紙に
より上程いたします。
別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせま
す。

事務局課長 (3 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
議長 事務局担当者より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づ
く農地利用推進計画の流れについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地中間管理事業について概要説明)
議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。
議案の説明は終わりました。
それでは、担当委員からご確認いただいた内容の報告をお願い
いたします。

本橋委員 (借人の耕作状況等報告)

本橋委員 (借人の耕作状況等報告)

園部委員 (借人の耕作状況等報告)

議長 ありがとうございます

再開いたします。議案の説明は終わりました。本議案について
は、本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委
員長から報告をお願いいたします。

石川委員長 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借
人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断
させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。これより「農地中間管理事業の推進
に関する法律に基づく農地利用推進計画」について審議いたしま
す。

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
これより採決に入ります。
本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 3 項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決します。

議 長 続いて、日程第 7、議案第 109 号「町田市農地利用最適化推進委員候補者の承認について」別紙により上程いたします。
別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (町田市農地利用最適化推進委員候補者 6 名について説明)
議 長 議案の説明は終わりました。
暫時、休憩します。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
これより採決に入ります。本議案に賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおりに決します。

議 長 続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法 4 条 5 件、5 条 15 件、納税猶予に関する適格者証明書 1 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 7 件）

報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 1 件）

議 長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。

【議事録署名】

議 長

1 3 番 大塚委員

1 4 番 北島委員